

# 個人の税率

## 1. 給与所得控除額の速算表

※以下の表は給与収入から給与所得を算定する表です。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除額}$$

### 令和2年分以降 給与所得控除額の計算

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
	1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円超	1,800,000 円以下	収入金額 × 40% - 100,000 円
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	収入金額 × 30% + 80,000 円
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	収入金額 × 20% + 440,000 円
6,600,000 円超	8,500,000 円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000 円
	8,500,000 円超(注)	1,950,000 円(上限)

※ただし、給与等の収入金額が 660 万円未満の場合の給与所得控除額は、上記表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)によります。

例えば 給与収入金額が 700 万円の場合、

給与所得控除額  $700 \text{ 万円} \times 10\% + 110 \text{ 万円} = 180 \text{ 万円}$

給与所得額  $700 \text{ 万円} - 180 \text{ 万円} = 520 \text{ 万円}$

## 2. 個人所得税の速算表

※以下の表は総合課税(給与所得・事業所得・不動産所得など)の税率です。

(平成 27 年分以降)

所得税の速算表		
課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

※ 平成 25 年から令和 19 年までは、所得税に、復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の 2.1%)  
が課されます。

例えば 給与所得が 510 万円の場合、

所得税額は  $510 \text{ 万円} \times 20\% - 427,500 \text{ 円} = 592,500 \text{ 円}$  です。

## 3. 個人住民税

総合課税の特別区民税・都民税の(所得割)税率は、一律 10% です。

例えば 給与所得が 510 万円の場合、

住民税は、 $510 \text{ 万円} \times 10\% = 51 \text{ 万円}$ です。(均等割りというものが別に課税されます)

#### 4. 個人事業税の税率

※以下の表は事業所得・不動産所得の税率以下の通りです。

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶ていけい場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	むし風呂等	—
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	—
		運送業	旅館業	遊技場業	—
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	—
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場(銭湯)
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業

# 法人の税率(資本金1億円以下の法人など(注1))

軽減税率適用法人、超過税率不適用法人、外形標準課税法人以外の場合(平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度)

課税所得金額の区分	400万円以下	400万円超800万円以下	800万円超
1.法人税	15.00%	15.00%	23.20%
2.地方法人税(※1)法人税に乘じます	4.4%	4.4%	4.4%
3.法人住民税			
(1)都道府県民税(所得割のみ記載)	3.2%	3.2%	3.2%
(2)区市町村民(所得割のみ記載)	9.7%	9.7%	9.7%
4.法人事業税	3.40%	5.10%	6.70%
5.地方法人特別税(法人事業税の所得割に乘じます。)	43.2%	43.2%	43.2%

(注1) 対象となる法人は以下のとおりです。

軽減税率適用法人、超過税率不適用法人、外形標準課税法人以外の場合(令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度)

課税所得金額の区分	400万円以下	400万円超800万円以下	800万円超
1.法人税	15.00%	15.00%	23.20%
2.地方法人税(法人税に乘じます)	10.30%	10.30%	10.30%
3.法人住民税			
(1)都道府県民税(所得割のみ記載)	1.0%	1.0%	1.0%
(2)区市町村民(所得割のみ記載)	6.0%	6.0%	6.0%
4.法人事業税	3.50%	5.30%	7.00%
5.特別法人事業税(法人事業税の所得割に乘じます。)	37%	37%	37%

軽減税率適用法人、超過税率不適用法人、外形標準課税法人以外の場合(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

課税所得金額の区分	400万円以下	400万円超800万円以下	800万円超
1.法人税	15.00%	15.00%	23.20%
2.地方法人税(法人税に乘じます)	10.30%	10.30%	10.30%
3.法人住民税			
(1)都道府県民税(所得割のみ記載)	1.0%	1.0%	1.0%
(2)区市町村民(所得割のみ記載)	6.0%	6.0%	6.0%
4.法人事業税	3.50%	5.30%	7.00%
5.特別法人事業税(法人事業税の所得割に乘じます。)	37%	37%	37%

(注1) 各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの((注5)に掲げる特定の医療法人を除きます。)。ただし、各事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものについては、除かれます。

1. イ 相互会社及び外国相互会社
2. ロ 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
  1. (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人
  2. (ロ) 相互会社及び外国相互会社
  3. (ハ) 受託法人
3. ハ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人(ロに掲げる法人を除きます。)
4. ニ 投資法人
5. ホ 特定目的会社
6. ヘ 受託法人
2. (2) 非営利型法人以外の、一般社団法人及び一般財団法人

(注2) 平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。以下同じです。)に該当する法人の年800万円以下の部分については、19%の税率が適用されます。(法法66、81の12、143、措法42の3の2、67の2、68、68の8、68の100、68の108、平28改正法附則21、26、27、29)